

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4189076号
(P4189076)

(45) 発行日 平成20年12月3日(2008.12.3)

(24) 登録日 平成20年9月19日(2008.9.19)

(51) Int.Cl.

F I

G06F 11/20 (2006.01)

G06F 11/20 310E

請求項の数 2 (全 18 頁)

(21) 出願番号	特願平11-83935	(73) 特許権者	000003078
(22) 出願日	平成11年3月26日(1999.3.26)		株式会社東芝
(65) 公開番号	特開2000-276455(P2000-276455A)		東京都港区芝浦一丁目1番1号
(43) 公開日	平成12年10月6日(2000.10.6)	(74) 代理人	100058479
審査請求日	平成16年9月24日(2004.9.24)		弁理士 鈴江 武彦
		(74) 代理人	100084618
			弁理士 村松 貞男
		(74) 代理人	100092196
			弁理士 橋本 良郎
		(74) 代理人	100091351
			弁理士 河野 哲
		(74) 代理人	100088683
			弁理士 中村 誠
		(74) 代理人	100070437
			弁理士 河井 将次

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 耐障害コンピュータシステム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

クライアント計算機、及び当該クライアント計算機からの要求を処理する複数のサーバ計算機の各々がワイドエリアネットワークを介して相互接続され、前記クライアント計算機から、前記複数のサーバ計算機に共通のテイクオーバーされる仮想ネットワークアドレス宛てのネットワークトレラを含む通信パケットが送出されることにより、サーバ計算機間のサービスの引き継ぎが行われる耐障害コンピュータシステムにおいて、

前記複数のサーバ計算機のそれぞれについて、前記仮想ネットワークアドレスと当該サーバ計算機に固有の実ネットワークアドレスと当該サーバ計算機において当該仮想ネットワークアドレスが有効であることを示すフラグ情報とを対応付けた対応情報が登録され、いずれか1つの対応情報におけるフラグ情報によって前記仮想ネットワークアドレスが有効であることが示されるネットワークアドレス対応情報登録手段と、前記クライアント計算機から前記仮想ネットワークアドレス宛てのネットワークトレラを含む通信パケットを受け取った場合に、当該ネットワークトレラを、前記複数のサーバ計算機のそれぞれについて前記ネットワークアドレス対応情報登録手段に登録されている対応情報によって示される実ネットワークアドレスのうち、前記フラグ情報によって前記仮想ネットワークアドレスが有効であることが示されているサーバ計算機に固有の実ネットワークアドレス宛ての新たなネットワークトレラに梱包する梱包手段と、前記新たなネットワークトレラを含む通信パケットを前記仮想ネットワークアドレスが有効状態にあるサーバ計算機に送信する送信手段とを備えたゲートウェイを具備すると共に、

10

20

前記クライアント計算機は、前記仮想ネットワークアドレス宛てのネットワークトレラを含む通信パケットを前記ゲートウェイに送信するように経路情報が設定された経路情報登録手段と、前記経路情報登録手段に設定されている経路情報に基づき、前記仮想ネットワークアドレス宛てのネットワークトレラを含む通信パケットを前記ゲートウェイに送信する送信手段とを備え、

前記サーバ計算機は、前記ゲートウェイの梱包手段により前記クライアント計算機からのネットワークトレラが梱包された、自身に固有の実ネットワークアドレス宛てのネットワークトレラを含む通信パケットを受け取った場合に、前記梱包されたネットワークトレラを開封し、自身に固有の実ネットワークアドレス以外宛てのネットワークトレラを含む通信パケットを受け取った場合には、当該パケットを破棄するフィルタドライバ手段と、自身に関する前記仮想ネットワークアドレスの状態を前記ゲートウェイに通知することによって、当該仮想ネットワークアドレスの状態を前記複数のサーバ計算機のそれぞれについて前記ネットワークアドレス対応情報登録手段に登録されている前記対応情報の前記フラグ情報に反映させる通知手段とを備えていることを特徴とする耐障害コンピュータシステム。

【請求項 2】

前記梱包手段は、前記クライアント計算機からのネットワークトレラを梱包する際に、当該トレラを所定サイズ以下に分割する分割手段、当該トレラを圧縮する圧縮手段、及び当該トレラを暗号化する暗号化手段のうち少なくとも 1 つを含み、

前記フィルタドライバ手段は、前記分割手段により分割された前記ネットワークトレラを結合する結合手段、前記圧縮手段により圧縮された前記ネットワークトレラを解凍する解凍手段、及び前記暗号化手段により暗号化された前記ネットワークトレラを復号する復号手段のうち、前記梱包手段に含まれている前記少なくとも 1 つの手段に対応する手段を含むことを特徴とする請求項 1 記載の耐障害コンピュータシステム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、クライアント計算機、及び当該クライアント計算機からの要求を処理する複数のサーバ計算機の各々がワイドエリアネットワーク(WAN)を介して相互接続されたコンピュータシステムに係り、特に遠隔地に分散配置されたサーバ計算機間のサービスの引き継ぎに好適な耐障害コンピュータシステムに関する。

【0002】

【従来の技術】

従来から、複数のサーバ計算機(ノード)をネットワークで結合し、あるサーバ計算機で障害が発生しても、障害で停止したサービスを他のサーバ計算機が引き継ぐことにより、システム全体として可用性を維持できるようにしたクラスタ型の耐障害コンピュータシステム(高可用性システム)が種々開発されている。

【0003】

この種のコンピュータシステムは、大別して、バックアップを兼ねた複数のサーバ計算機が近接して配置されたシステムと、地震や火災といった災害発生時のバックアップを考慮して、複数のサーバ計算機が例えば東京と大阪のように遠く離れた場所に配置されたシステムとに分類される。

【0004】

複数のサーバ計算機が近接配置されたシステムでは、各サーバ計算機は同一のローカルエリアネットワーク(LAN)に接続されるのが一般的である。この場合、各サーバ計算機のネットワークアドレス(インターネットアドレス)としてのIP(Internet Protocol)アドレスのネットワーク部の内容は共通である。

【0005】

一方、複数のサーバ計算機が互いに遠く離れた場所に配置されたシステムでは、各サーバ計算機は、公衆回線網等のWANにより結合された、それぞれ異なるLANに接続される

10

20

30

40

50

のが一般的である。この場合、各サーバ計算機のIPアドレスのネットワーク部の内容は異なる。

【0006】

さて、耐障害コンピュータシステムでは、クライアント計算機に対してサービスを提供するサーバ計算機が（障害発生等で）切り替わった場合に、クライアント計算機でサービスを継続して受けることができるような仕組みが必要となる。

【0007】

例えば、近接配置されたサーバ計算機間でサービスの引き継ぎを行うには、IPアドレスを切り替える仕組み、またはクライアント計算機のアプリケーションプログラムにより接続するサーバ計算機を切り替える仕組みが必要となる。一方、遠く離れたサーバ計算機間でサービスの引き継ぎを行うには、クライアント計算機のアプリケーションプログラムにより接続するサーバ計算機を切り替える仕組みが必要となる。

10

【0008】

【発明が解決しようとする課題】

上記したように、従来の耐障害コンピュータシステムにおいて、遠く離れたサーバ計算機間でサービスの引き継ぎを行うには、クライアント計算機のアプリケーションプログラムにより接続するサーバ計算機を切り替える必要があった。

【0009】

しかし、クライアント計算機のアプリケーションプログラムにより接続するサーバ計算機を切り替えるには、アプリケーションプログラムを改造しなければならないという問題があった。

20

【0010】

本発明は上記事情を考慮してなされたものでその目的は、遠く離れたサーバ計算機間のサービスの引き継ぎが、近接配置されたサーバ計算機間で引き継ぐ場合と同様にネットワークアドレスの切り替えにより実現できる耐障害コンピュータシステムを提供することにある。

【0011】

【課題を解決するための手段】

本発明は、クライアント計算機、及び当該クライアント計算機からの要求を処理する複数のサーバ計算機の各々がWAN（ワイドエリアネットワーク）を介して相互接続され、クライアント計算機から、各サーバ計算機に共通のテイクオーバーされる仮想ネットワークアドレス宛てのネットワークトラေးを含む通信パケットが送出されることにより、サーバ計算機間のサービスの引き継ぎが行われる耐障害コンピュータシステムにおいて、次の各手段を備えたゲートウェイ、即ち上記仮想ネットワークアドレスと当該アドレスが有効状態に設定されているサーバ計算機に固有の実ネットワークアドレスとの対応情報が登録されるネットワークアドレス対応情報登録手段と、クライアント計算機から上記仮想ネットワークアドレス宛ての（つまり仮想ネットワークアドレスを宛先ネットワークアドレスとする）ネットワークトラေးを含む通信パケットを受け取った場合に、当該ネットワークトラေးを、上記ネットワークアドレス対応情報登録手段に登録されている、仮想ネットワークアドレスが有効状態にあるサーバ計算機に固有の実ネットワークアドレス宛ての新たなネットワークトラေးに梱包する梱包手段と、上記新たなネットワークトラေးを含む通信パケットを仮想ネットワークアドレスが有効状態にあるサーバ計算機に送信する送信手段とを備えたゲートウェイを設けると共に、上記クライアント計算機には、上記仮想ネットワークアドレス宛てのネットワークトラေးを含む通信パケットを上記ゲートウェイに送信するように経路情報が設定された経路情報登録手段を持たせ、上記サーバ計算機には、ゲートウェイの梱包手段によりクライアント計算機からのネットワークトラေးが梱包された、自身に固有の実ネットワークアドレス宛てのネットワークトラေးを含む通信パケットを受け取った場合に、当該梱包されたネットワークトラေးを開封し、自身に固有の実ネットワークアドレス以外宛てのネットワークトラေးを含む通信パケットを受け取った場合には、当該パケットを破棄するフィルタドライバ手段と、自身に関する仮想

30

40

50

ネットワークアドレスの状態を上記ゲートウェイに通知してネットワークアドレス対応情報登録手段の登録内容に反映させる通知手段とを持たせたことを特徴とする。

【0012】

このような構成において、クライアント計算機は、サーバ計算機からサービスの提供を受けようとする場合、（クライアント計算機にサービスを提供するサーバ計算機に共通の）仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークトラေးを含む通信パケットを、経路情報登録手段に設定されている経路情報に従って、（宛先ハードウェアアドレスとしてゲートウェイのハードウェアアドレスを用いることで）ゲートウェイ経由となるように送信する。これにより、クライアント計算機からの仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークトラေးを含む通信パケットは、全てゲートウェイで受信される。

10

【0013】

ゲートウェイは、受信パケット中のネットワークトラေးが仮想ネットワークアドレス宛での場合、当該ネットワークトラေးを、ネットワークアドレス対応情報登録手段により当該仮想ネットワークアドレスが有効状態に設定されていることが示されているサーバ計算機の実ネットワークアドレス（つまり、サーバ計算機の外から見えて、当該サーバ計算機が特定できる実ネットワークアドレス）宛での新たなネットワークトラေးに梱包して、そのサーバ計算機に送信する。

【0014】

サーバ計算機は、ゲートウェイで処理されたクライアント計算機からのネットワークトラေးが梱包された新たなネットワークトラေးを含む通信パケットを受信すると、梱包されたネットワークトラေးを開封する。これによりサーバ計算機、即ち仮想ネットワークアドレスが有効状態にあるサーバ計算機では、クライアント計算機からの仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークトラေးが処理可能となる。

20

【0015】

以上により、クライアント計算機は、現在サービスを提供可能なサーバ計算機を何ら意識することなく、単に各サーバ計算機に共通のテイクオーバーされる仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークトラေးを含む通信パケットをゲートウェイに送信するだけで、遠く離れた（具体的には、異なるLANに接続された）サーバ計算機間でも、近接配置された（具体的には、同一LANに接続された）サーバ計算機間でのサービスの引き継ぎと同様に、ネットワークアドレスの切り替えが可能となり、クライアント計算機は、アプリケーションプログラムの改造を必要とせずに、遠く離れたサーバ計算機からのサービスを継続して受けることができる。

30

【0016】

ここで、テイクオーバーされる仮想ネットワークアドレスが共通に割り当てられている各サーバ計算機に、当該仮想ネットワークアドレスが外（そのサーバ計算機が接続されているローカルなネットワーク上の他のノード）から見えない（認識できない）ようにする機能を持たせるとよい。このようにすると、仮想ネットワークアドレスがサーバ計算機のハードウェアアドレスと誤って対応付けられる不具合を防止できる。この機能は、例えば米国AT&Tベル研究所で開発されたUNIX、或いは米国マイクロソフト社のWindows NTを用いたサーバ計算機には、予め用意されている。

40

【0017】

また、サーバ計算機が、自身に固有の実ネットワークアドレス宛でのネットワークトラေးを含む通信パケットを受け取った場合に、そのネットワークトラေးに、クライアント計算機からのネットワークトラေးが梱包されているか否かが、当該サーバ計算機のフィルタドライバ手段により容易に判別可能なように、ゲートウェイの梱包手段によるネットワークトラေးの梱包時に、新たなネットワークトラေးに特定の宛先ポート番号を付加する構成を適用するとよい。

【0018】

この構成では、サーバ計算機のフィルタドライバ手段は、自身に固有の実ネットワークアドレス宛でのネットワークトラေးを含む通信パケットを受け取った場合、宛先ポート番

50

号が上記特定のポート番号であるか否かにより、そのネットワークレーラにクライアント計算機からのネットワークレーラが梱包されているか否かを判別することができ、特定のポート番号の場合にのみ、クライアント計算機からのネットワークレーラを開封（復元）する処理を行えばよい。

【 0 0 1 9 】

また本発明は、仮想ネットワークアドレスが有効状態に設定されるサーバ計算機が複数存在することを許すようにし、ゲートウェイの梱包手段では、クライアント計算機からの仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークレーラを新たなネットワークレーラに梱包する際に設定する、当該新たなネットワークレーラの宛先ネットワークアドレスを、クライアント計算機に固有のネットワークアドレス、つまりクライアント計算機からの仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークレーラに設定されている送信元ネットワークアドレスをもとに決定するようにしたことをも特徴とする。

10

【 0 0 2 0 】

このような構成においては、仮想ネットワークアドレスが設定されているサーバ計算機、即ちサービスを提供する計算機として指定されたサーバ計算機が同時に複数存在する場合でも、通信パケット中の送信元計算機に関する情報、つまりサービス提供の要求元のクライアント計算機に関する情報をもとに、当該複数のサーバ計算機のうちの1つだけが、実際にサービスを提供するサーバ計算機として要求元のクライアント計算機と通信を行うことで、負荷分散を図ることが可能となる。ここで、仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークレーラに設定されている送信元ネットワークアドレスに基づいて、サービスを提供するサーバ計算機を決定する代わりに、各サーバ計算機の負荷状態に応じて、サービスを提供するサーバ計算機を決定するようにしても構わない。

20

【 0 0 2 1 】

また本発明は、クライアント計算機からのネットワークレーラを新たなネットワークレーラに梱包することで、当該新たなネットワークレーラが規定サイズを超える場合に対処するために、上記梱包手段に、上記クライアント計算機からのレーラを所定サイズ以下に分割する分割手段を持たせる一方、上記フィルタドライバ手段に、上記分割手段により分割されたネットワークレーラを結合する結合手段を持たせたことをも特徴とする。

【 0 0 2 2 】

この他に、上記梱包手段に、クライアント計算機からのネットワークレーラを圧縮する圧縮手段を持たせる一方、上記フィルタドライバ手段に、上記圧縮手段により圧縮されたネットワークレーラを解凍する解凍手段を持たせるようにしても、上記分割手段及び結合手段を適用した場合と同様の効果を得ることが可能である。また秘匿性を実現するために、上記梱包手段に、クライアント計算機からのネットワークレーラを暗号化する暗号化手段を持たせる一方、上記フィルタドライバ手段に、上記暗号化手段により暗号化されたネットワークレーラを復号する復号手段を持たせるようにしてもよい。更に、上記梱包手段に、上記の分割手段、圧縮手段及び暗号化手段のうちの少なくとも2つを持たせる一方、上記フィルタドライバ手段に、上記の結合手段、解凍手段及び復号手段のうちの対応する少なくとも2つの手段を持たせるならば、なおよい。

30

40

【 0 0 2 3 】

【 発明の実施の形態 】

以下、本発明の実施の形態につき図面を参照して説明する。

【 0 0 2 4 】

図1は本発明の一実施形態に係る耐障害コンピュータシステムの構成を示すブロック図である。

【 0 0 2 5 】

図1において、11A, 11B, 11Cはイーサネット等により構成されるLAN（ローカルエリアネットワーク）である。LAN 11A, 11Bには、それぞれサーバ計算機（以下、サーバと称する）12A, 12Bが接続され、LAN 11Cにはサーバ12A, 1

50

2 Bからのサービスを受けるクライアント計算機(以下、クライアントと称する)1 2 Cが接続されている。また、LAN 1 1 Cには、少なくともプロトコル変換機能を有するゲートウェイ1 3も接続されている。各LAN 1 1 A, 1 1 B, 1 1 Cは、それぞれルータ1 4 A, 1 4 B, 1 4 Cを介して公衆回線網等のWAN(ワイドエリアネットワーク)1 5に接続されている。ここでは、サーバ1 2 A, 1 2 B及びゲートウェイ1 3間の通信にTCP/IP(Transmission Control Protocol/Internet Protocol)と呼ばれる通信プロトコル(TCP/IPプロトコル)を適用するものとする。

【0026】

図2はLAN 1 1 A~1 1 Cを介して転送される通信パケット(イーサネットトレーラ)の概略フォーマットを示す。

10

【0027】

同図に示すように、通信パケット2 0は、宛先MAC(Media Access Control)アドレス2 1 1及び送信元MACアドレス2 1 2を含むヘッダ部(イーサネットヘッダ)2 1と、当該パケット(イーサネットトレーラ)2 0のデータ部(イーサネットデータ部)をなすIPTレーラ2 2とを有している。

【0028】

IPTレーラ2 2は、宛先IPアドレス2 3 1及び送信元IPアドレス2 3 2を含むヘッダ部(IPヘッダ)2 3と、当該IPTレーラ2 2のデータ部(IPデータ部)をなすUDP(User Datagram Protocol)トレーラ2 4とを有している。UDPトレーラ2 4は、宛先ポート番号2 5 1及び送信元ポート番号2 5 2を含むヘッダ部(UDPヘッダ)2 5と、データ部(UDPデータ部)2 6とを有している。

20

【0029】

さて、図1中のサーバ1 2 A, 1 2 Bは、それぞれ当該サーバ1 2 A, 1 2 Bに固有のネットワークアドレス(実ネットワークアドレス)としてのIPアドレス(実IPアドレス)IPA, IPB(1種類とは限らない)に加えて、当該サーバ1 2 A, 1 2 Bに共通のテイクオーバーするネットワークアドレス(仮想ネットワークアドレス)としてのIPアドレス(仮想IPアドレス)IPSを持つ。サーバ1 2 A, 1 2 Bは、IPSがLAN 1 1 A, 1 1 B上の他のノードから見えない(認識できない)ようにする機能を有する。

【0030】

サーバ1 2 A, 1 2 Bは、図3に示すように、特定アプリケーションプログラム(以下、特定アプリケーションと称する)1 2 1と、インタフェース層1 2 2、インターネット層(ネットワーク層)1 2 3及びトランスポート層1 2 4の処理を司る通信ドライバ1 2 5と、一般的なアプリケーションプログラム(以下、一般アプリケーションと称する)1 2 6と、フィルタドライバ1 2 7とを備えている。

30

【0031】

特定アプリケーション1 2 1は、自身のIPSがON(有効)/OFF(無効)いずれの状態に設定されているかをゲートウェイ1 3に通知して当該ゲートウェイ1 3内のIPアドレス対応テーブル1 3 1の内容を更新させるON/OFF通知機能1 2 1 aを有している。IPSは、サーバ1 2 A及び1 2 Bのいずれか一方においてのみ有効(ON)状態に設定される。但し、クライアント1 2 Cからは、IPアドレスIPSがON状態に設定されているサーバとOFF状態に設定されているサーバとを識別できず、単にIPアドレスIPSを持つ1つのサーバ(サービスを提供するサーバ)が存在するよう見えるだけである。

40

【0032】

フィルタドライバ1 2 7は、インタフェース層1 2 2とインターネット層1 2 3との間に位置しており、当該インタフェース層1 2 2及びインターネット層1 2 3に相当する処理機能を有する。本実施形態においてフィルタドライバ1 2 7は、インタフェース層1 2 2から送られるIPTレーラ(ネットワークトレーラ)2 3の宛先IPアドレス2 4(図2参照)をチェックし、自身の実IPアドレス宛てでない場合には当該IPTレーラ2 3を破棄するフィルタリング機能を持つ。フィルタドライバ1 2 7はまた、宛先IPアドレス

50

24が自身の実IPアドレス宛ての場合には、IPTレーラ23からUDPレーラ27を取り出して宛先ポート番号272をチェックし、その宛先ポート番号272に応じて、当該IPTレーラ23または後述するようにUDPレーラ27のデータ部274に設定(梱包)されている(クライアントからの)IPTレーラをインターネット層123に渡す機能を持つ。

【0033】

図1中のクライアント12Cは、IPアドレスIPS宛てのパケット(20)を全てゲートウェイ13宛てに送信する(投げ入れる)ように構成されている。そのため、クライアント12Cのルーティング・テーブル120には、IPSと対をなすハードウェアアドレス(物理アドレス)としてのMACアドレスとして、ゲートウェイ13に固有のMACアドレスMACGが設定される。

10

【0034】

ゲートウェイ13は、図4に示すように、IPアドレス対応テーブル131と、インタフェース層132、インターネット層133及びトランスポート層134の処理を司る通信ドライバ135と、ゲートウェイプログラム136とを備えている。なお図4では、LAN11Cとのインタフェース(ネットワークインタフェース)は省略されている。

【0035】

IPアドレス対応テーブル131には、仮想IPアドレスIPSと、当該IPSが割り当てられているサーバ(ここではサーバ12A, 12B)に固有の(外から見える)実IPアドレス(ここではサーバ12A, 12Bの実IPアドレスIPA, IPB)と、IPSがそのサーバでON状態に設定されているか否かを示すフラグ情報との対応を組にした情報が登録される。ここでは、サーバ12Aまたは12BからのIPSのON通知により、対応するIPAまたはIPBと組をなすフラグ情報がONされ、他のサーバの実IPアドレス(IPBまたはIPA)がOFFされるようになっている。この他に、IPA及びIPBとそれぞれ組をなすフラグ情報がいずれもOFFの場合にのみ、サーバ12Aまたは12BからのIPSのON通知に応じて、対応するIPAまたはIPBと組をなすフラグ情報がONされるものであっても構わない。この場合、各サーバ12A, 12Bは、ゲートウェイ13に問い合わせたIPアドレス対応テーブル131の状態を確認してから、IPSのON通知を出すようにするとよい。

20

【0036】

通信ドライバ135は、ゲートウェイ13で受信された通信パケット20をインタフェース層132で受け取った場合に、そのIPTレーラ22をインターネット層133ではなくてゲートウェイプログラム136に渡すように構成されている。

30

【0037】

また通信ドライバ135は、トランスポート層134からインターネット層133にUDPレーラ27が渡された場合に、そのUDPレーラ27がデータ部に設定され、宛先IPアドレス部に、IPアドレス対応テーブル131内でON状態にあるIPSに対応して登録されている実IPアドレスが設定されたIPTレーラ23を生成してインタフェース層132に渡す機能を有する。通信ドライバ135は更に、ゲートウェイプログラム136からインターネット層133にIPTレーラ23が渡された場合、そのIPTレーラ23をそのままインタフェース層132に渡す機能も有する。

40

【0038】

ゲートウェイプログラム136は、インタフェース層132からIPTレーラ23を渡された場合、その宛先IPアドレス24をチェックし、IPS以外の場合には当該IPTレーラ23をそのままインターネット層123に渡し、IPSの場合には、当該IPTレーラ23をそのままデータとしてトランスポート層134に渡す機能を有する。

【0039】

次に、図1のシステムの動作を、サーバ12A, 12Bのうちのサーバ12AにおいてIPアドレスIPSがONされている状態で、クライアント12CがIPS宛ての通信パケット20(=D)を送信する場合を例に、図5乃至図9を参照して説明する。

50

【 0 0 4 0 】

まずクライアント12Cは、図5に示す、IPアドレスIPS宛てのパケット20(=D)を作成する。ここで、クライアント12C内のルーティング・テーブル120には、IPアドレスIPS宛てのパケット20(=D)はゲートウェイ13経由で通信するように設定されている。したがって、IPアドレスIPS宛てのパケット20のイーサネットヘッダ21中の宛先MACアドレス211にはゲートウェイ13のMACアドレスMACGが用いられる。また、送信元MACアドレス212にはクライアント12CのMACアドレスMACCが用いられる。更に、IPアドレスIPS宛てのパケット20(=D)のイーサネットデータ部をなすIPTレーラ22(=E)の(IPヘッダ23中の)宛先IPアドレス231にはIPSが、送信元IPアドレス232にはクライアント12CのIPアドレスIPCが、それぞれ用いられる。

10

【 0 0 4 1 】

クライアント12Cは作成した図5に示すパケット20(=D)をLAN11C上に送出する。このLAN11C上のパケット20(=D)は、当該パケット20(=D)におけるイーサネットヘッダ21の宛先MACアドレス211の情報MACGにより、ゲートウェイ13で受信される。

【 0 0 4 2 】

ゲートウェイ13で受信されたパケット20(=D)は、図5に示すように通信ドライバ135によりインタフェース層132の処理に供されて、当該パケット20(=D)からIPTレーラ22(=E)が取り出される。このIPTレーラ22(=E)は、インターネット層133ではなくて、ゲートウェイプログラム136に渡される(図4及び図5のステップS1)。

20

【 0 0 4 3 】

ゲートウェイ13では、ゲートウェイプログラム136により以下の処理が行われる。まず、IPTレーラ22(=E)のIPヘッダ23中の宛先IPアドレス231がチェックされる(図5ステップS21)。もし、宛先IPアドレス231がIPS以外であるならば、(パケット受信時における従来のインタフェース層での処理と同様に)IPTレーラ22をそのままインターネット層133に渡す(図4及び図5のステップS2)。

【 0 0 4 4 】

これに対し、宛先IPアドレス231が本実施形態のようにIPSに一致するならば、IPアドレス対応テーブル131を対象にIPSがON状態にあるサーバの実IPアドレス(この例ではサーバ12AのIPA)を検索して新たな宛先IPアドレスを取得する(図5ステップS22)。続いて、パケット受信時における従来のインターネット層133での処理と同様に、IPTレーラ22(=E)に対する処理を行って(図5ステップS23)、そのIPTレーラ22(=E)をデータFとして、先に検索した新たな宛先IPアドレス(ここではIPA)及び送信元IPアドレスとしての自身のIPアドレスIPGと共にトランスポート層134に渡す(図4及び図6のステップS3)。

30

【 0 0 4 5 】

トランスポート層134では、ゲートウェイプログラム136から渡されたデータF、つまりIPTレーラ22(=E)を、図6に示すようにUDPトレーラ24(=H)のUDPデータ部26に設定(梱包)する。このとき、UDPトレーラ24(=H)のUDPヘッダ25の宛先ポート番号251には、IPS切り替え処理のための専用のポート番号が設定される。このUDPトレーラ24(=H)は、先にゲートウェイプログラム136から渡された宛先IPアドレス(IPA)及び送信元IPアドレス(IPG)と共に、トランスポート層134からインターネット層133に渡される(図4及び図6のステップS4)。

40

【 0 0 4 6 】

インターネット層133では、トランスポート層134からUDPトレーラ24(=H)並びに宛先IPアドレス(IPA)及び送信元IPアドレス(IPG)を渡されると、そのUDPトレーラ24(=H)がIPデータ部24に設定された、図6に示す新たなIP

50

トレーラ 2 2 (= I)、即ちクライアント 1 2 C からの I P トレーラ 2 2 (= E) が梱包されている新たな I P トレーラ 2 2 (= I) を作成する。

【 0 0 4 7 】

ここで、新たな I P トレーラ 2 2 (= I) の I P ヘッダ 2 3 に設定される宛先 I P アドレスには、I P S に対応して I P アドレス対応テーブル 1 3 1 に登録されている実 I P アドレスのうち、フラグ情報が O N の実 I P アドレスが用いられる。この例では、該当する実 I P アドレスは I P A であり、当該 I P A、即ち I P S が O N 状態にあるサーバ 1 2 A の実 I P アドレス I P A が用いられる。また、新たな I P トレーラ 2 2 (= I) の I P ヘッダ 2 3 に設定される送信元 I P アドレスには、ゲートウェイ 1 3 の実 I P アドレス I P G が用いられる。これら宛先 I P アドレス I P A 及び送信元 I P アドレス I P G は、ゲート

10

【 0 0 4 8 】

作成された I P トレーラ 2 2 (= I) は、インターネット層 1 3 3 からインタフェース層 1 3 2 に渡される (図 4 及び図 7 のステップ S 5)。

インタフェース層 1 3 2 では、インターネット層 1 3 3 から I P トレーラ 2 2 (= I) を渡されると、図 7 に示すように、その I P トレーラ 2 2 (= I) がイーサネットデータ部に設定された新たなパケット (イーサネットトレーラ) 2 0 (= J) を作成する。このパケット 2 0 (= J) のイーサネットヘッダ 2 1 には、宛先 M A C アドレス 2 1 1 として宛先 I P アドレスのサーバの M A C アドレス、即ちサーバ 1 2 A の M A C アドレス M A C A が、送信元 M A C アドレス 2 1 2 としてクライアント 1 2 C の M A C アドレス M A C C が

20

【 0 0 4 9 】

ゲートウェイ 1 3 のインタフェース層 1 3 2 で作成されたパケット 2 0 (= J) は、当該インタフェース層 1 3 2 から図示せぬネットワークインタフェースを介して L A N 1 1 C 上に送出される (図 4 及び図 7 のステップ S 6)。この L A N 1 1 C 上のパケット 2 0 (= J) は、ルータ 1 4 C、W A N 1 5、ルータ 1 4 A を介して L A N 1 1 A に送出され、当該パケット 2 0 (= J) におけるイーサネットヘッダ 2 1 の宛先 M A C アドレス 2 1 1 の情報 M A C A により、サーバ 1 2 A で受信される。

【 0 0 5 0 】

サーバ 1 2 A で受信されたパケット 2 0 (= J) は、通信ドライバ 1 2 5 によりインタフェース層 1 2 2 の処理に供されて、図 8 に示すように、当該パケット 2 0 (= J) から I P トレーラ 2 2 が取り出される。この I P トレーラ 2 2 は、図 6 及び図 7 中の I、つまりゲートウェイ 1 3 により新たに作成された、クライアント 1 2 C からの I P トレーラ 2 2 (= E) が梱包されている I P トレーラ 2 2 (= I) に一致する。この I P トレーラ 2 2 (= I) は、フィルタドライバ 1 2 7 に渡される (図 3 及び図 8 のステップ S 1 1)。

30

【 0 0 5 1 】

これによりフィルタドライバ 1 2 7 では、以下の処理が行われる。

まず、I P トレーラ 2 2 (= I) の I P ヘッダ 2 3 中の宛先 I P アドレスがチェックされる (図 8 ステップ S 3 1)。もし、宛先 I P アドレスが I P A 以外であるならば、I P トレーラ 2 2 (= I) (を含む受信パケット) を破棄する (図 8 S 3 2)。これに対し、宛先 I P アドレスが本実施形態のように I P A に一致するならば、I P トレーラ 2 2 (= I) から I P データ部の内容、即ち U D P トレーラ 2 4 を取り出す (図 8 ステップ S 3 3)。ここで取り出される U D P トレーラ 2 4 は、図 6 中の H に一致する。このようにフィルタドライバ 1 2 7 では、まずインターネット層 1 2 3 に相当する処理が行われる。

40

【 0 0 5 2 】

さて、上記ステップ S 3 3 で U D P トレーラ 2 4 が取り出されると、フィルタドライバ 1 2 7 では、トランスポート層 1 2 4 に相当する処理が行われる。

まず、U D P トレーラ 2 4 (= H) における U D P ヘッダ 2 5 の宛先ポート番号 2 5 1 がチェックされる (図 9 ステップ S 3 4)。もし、宛先ポート番号 2 5 1 が 以外であるならば、インタフェース層 1 2 2 から渡された I P トレーラ 2 2 (= I) を (インタフェー

50

ス層 1 2 2 における従来の I P A 宛てのパケットの受信時と同様に) インターネット層 1 2 3 に渡す(図 3 及び図 9 の S 1 2)。これに対し、宛先ポート番号 2 5 1 が本実施形態のように に一致するならば、UDP トレーラ 2 4 (= H) から UDP データ部 2 6 の内容を取り出す(図 9 ステップ S 3 5)。

【 0 0 5 3 】

ステップ S 3 5 で UDP トレーラ 2 4 (= H) から取り出された UDP データ部 2 6 の内容は、データ F であり、クライアント 1 2 C からの送信パケット 2 0 (= D) 中の I P トレーラ 2 2 (= E) に一致する。つまり、I P トレーラ 2 2 (= E) が復元(開封) される。

フィルタドライバ 1 2 7 は、復元した I P トレーラ 2 2 (= E) をインターネット層 1 2 3 に渡す(図 3 及び図 9 のステップ S 1 2)。

【 0 0 5 4 】

インターネット層 1 2 3 では、フィルタドライバ 1 2 7 から I P トレーラ 2 2 を渡されると、従来インタフェース層 1 2 2 から I P トレーラ 2 2 を渡された場合と同様に、I P トレーラ 2 2 (= E) に対する処理を行って、そのデータ部の内容、即ち UDP トレーラ 2 4 を取り出し、トランスポート層 1 2 4 に渡す(図 3 ステップ S 1 3)。

【 0 0 5 5 】

トランスポート層 1 2 4 では、インターネット層 1 2 3 から UDP トレーラ 2 4 を渡されると、当該 UDP トレーラ 2 4 の UDP データ部 2 6 に設定されているデータを、UDP ヘッダ 2 5 の宛先ポート番号 2 5 1 で特定される一般アプリケーション 1 2 6 に渡す(図 3 ステップ S 1 4)。

以上により、WAN 環境における I P アドレステイクオーバーが実現される。

【 0 0 5 6 】

さて、サーバ 1 2 A は、クライアント 1 2 C からの I P トレーラ 2 2 (= E)、つまりリクエストを受け取ると、そのリクエストに応じてクライアント 1 2 C へのパケット送信(応答) を行う。このサーバ 1 2 A からクライアント 1 2 C への応答は、従来と同様に行われる。ここで、送信元 I P アドレスとして I P A (実 I P アドレス) または I P S (仮想 I P アドレス) のいずれを用いることも可能である。但し、クライアント 1 2 C 側に、当該クライアント 1 2 C が認識している I P S とサーバ 1 2 A からの応答パケット中の送信元 I P アドレスとの一致をチェックする機能を持たせている場合、I P A は使用できない

【 0 0 5 7 】

なお、前記実施形態では、WAN 1 5 と LAN 1 1 C とがルータ 1 4 C により接続されているものとして説明したが、本発明は、図 1 0 に示すような、ゲートウェイ 1 3 をルータとして兼用するシステムにも適用可能である。この図 1 0 のシステムでクライアント 1 2 C から I P S 宛てのパケットを送信する場合も、前記実施形態で述べたのと同手順が利用できる。

【 0 0 5 8 】

ここで、クライアント 1 2 C から I P S 宛てのパケットを送信する場合のデータの経路を、図 1 のシステムと図 1 0 のシステムのそれぞれについて図 1 1 に対比して示す。

【 0 0 5 9 】

この他にも本発明は、その要旨を逸脱しない範囲で種々変形して実施することができる。以下に、幾つかの変形例を列挙する。

[変形例 1]

変形例 1 は、前記ステップ S 3 で I P トレーラ 2 2 (= E) をそのままデータ F とする処理に代えて、当該 I P トレーラ 2 2 (= E) を分割、例えば 2 分割し、それぞれデータ F 1 , F 2 として、トランスポート層 1 3 4 に渡す処理を適用したものである。この変形例 1 では、前記ステップ S 5 での I P トレーラ 2 2 (= E) の復元処理に代えて、上記分割したデータ(F 1 , F 2) を結合して元のデータ(E) を復元する処理が必要となる。この変形例 1 は、I P トレーラ 2 2 のサイズが、UDP トレーラ 2 4 の UDP データ部 2 6

10

20

30

40

50

のサイズより大きい場合に適している。

【 0 0 6 0 】

[変形例 2]

変形例 2 は、前記ステップ S 3 で I P トレーラ 2 2 (= E) をそのままデータ F とする処理に代えて、当該 I P トレーラ 2 2 (= E) を圧縮してトランスポート層 1 3 4 に渡す処理を適用したものである。この変形例 2 では、前記ステップ S 5 での I P トレーラ 2 2 (= E) の復元処理に代えて、上記圧縮したデータを解凍して元のデータ (E) を復元する処理が必要となる。この変形例 2 も、I P トレーラ 2 2 のサイズが、U D P トレーラ 2 4 の U D P データ部 2 6 のサイズより大きい場合に適している。

【 0 0 6 1 】

[変形例 3]

変形例 3 は、前記ステップ S 3 で I P トレーラ 2 2 (= E) をそのままデータ F とする処理に代えて、当該 I P トレーラ 2 2 (= E) を暗号化してトランスポート層 1 3 4 に渡す処理を適用したものである。この変形例 2 では、前記ステップ S 5 での I P トレーラ 2 2 (= E) の復元処理に代えて、上記暗号化したデータを復号して元のデータ (E) を復元する処理が必要となる。

【 0 0 6 2 】

[変形例 4]

変形例 4 は、上記変形例 1 乃至変形例 3 の処理の少なくとも 2 つを組み合わせたものである。

【 0 0 6 3 】

[変形例 5]

変形例 5 は、ゲートウェイ 1 3 からサーバへのパケット送信に適用する専用プロトコルとして U D P に代えて T C P を適用したものである。ここでは、U D P トレーラの代わりに T C P トレーラを適用することになる。

【 0 0 6 4 】

[変形例 6]

変形例 6 は、ゲートウェイ 1 3 でクライアントからの I P S 宛てのパケットを受け取った場合に、そのクライアントの I P アドレス (送信元 I P アドレス) の奇数 (o d d) / 偶数 (e v e n)、更に具体的に述べるならば当該 I P アドレスのホストアドレス部の奇数 / 偶数により、送信先サーバ (先の例であれば I P S が O N のサーバ) を I P アドレスが I P A のサーバ 1 2 A とするか、I P B のサーバ 1 2 B とするかを決定するようにしたものである。但し、該当するサーバがダウンしている場合には、送信元 I P アドレスの奇数 / 偶数に無関係に、もう一方のサーバに決定される。したがって、変形例 6 では、I P アドレス対応テーブル 1 3 1 において、I P S (仮想 I P アドレス) 及び実 I P アドレスと組をなすフラグ情報は、当該実 I P アドレスが割り当てられているサーバで I P S が O N 設定されているか否かというよりも、当該サーバが動作可能であるか或いはダウンしているかを示すようにするとよい。勿論、サーバが動作可能な場合に、そのサーバでは I P S が O N 設定され、ダウンしている場合に、そのサーバでは I P S が O F F 設定されていると見なすこともできる。ここでは、サーバ 1 2 A , 1 2 B は動作状態にある場合に定期的にゲートウェイ 1 3 に O N 通知を行い、ゲートウェイ 1 3 では同一サーバから一定期間以上 O N 通知がない場合に、該当するフラグ情報を O F F する方法を適用するのが、最も簡単でよい。また、ゲートウェイ 1 3 から各サーバ 1 2 A , 1 2 B に定期的に問い合わせを行い、応答の有無に応じて該当するフラグ情報を O N / O F F 設定するようにしても構わない。

【 0 0 6 5 】

以下、ゲートウェイ 1 3 でクライアントからのパケットを受け取った場合の、ゲートウェイプログラム 1 3 6 に従う変形例 6 の処理手順について、図 1 2 のフローチャートを参照して説明する。

【 0 0 6 6 】

10

20

30

40

50

まず、受信パケットのIPトレラ22が取り出されて、IPヘッダ23中の宛先IPアドレス231がチェックされる(ステップS41)。もし、宛先IPアドレス231がIPS以外であるならば、前記実施形態と同様に、IPトレラ22をそのままインターネット層133に渡す処理(ステップS2)に進む。

【0067】

これに対し、宛先IPアドレス231がIPSに一致するならば、上記IPヘッダ23中の送信元IPアドレス232が奇数または偶数のいずれであるかがチェックされる(ステップS42)。

【0068】

上記IPアドレスが例えば奇数であり、且つIPアドレス対応テーブル131中のIPAと組をなすフラグ情報がON状態にあるならば、即ちIPAが割り当てられているサーバ12Aがダウンしていないならば、新たな宛先IPアドレスとしてIPAを選択する(ステップS43, S44)。この場合、クライアント12CからのIPトレラ22(リクエスト)はサーバ12Aで処理される。これに対し、上記IPアドレスが奇数であっても、IPアドレス対応テーブル131中のIPAと組をなすフラグ情報がOFF状態にあるならば、即ちIPAが割り当てられているサーバ12Aがダウンしているならば、サーバ12Bに割り当てられているIPBを選択する(ステップS43, S45)。

【0069】

一方、上記IPアドレスが偶数であり、且つIPアドレス対応テーブル131中のIPBと組をなすフラグ情報がON状態にあるならば、即ちIPBが割り当てられているサーバ12Bがダウンしていないならば、新たな宛先IPアドレスとしてIPBを選択する(ステップS47, S45)。この場合、クライアント12CからのIPトレラ22(リクエスト)はサーバ12Bで処理される。これに対し、上記IPアドレスが偶数であっても、IPアドレス対応テーブル131中のIPBと組をなすフラグ情報がOFF状態にあるならば、即ちIPBが割り当てられているサーバ12Bがダウンしているならば、サーバ12Aに割り当てられているIPAを選択する(ステップS47, S44)。

【0070】

以上のようにして新たな宛先IPアドレスとしての実IPアドレスを選択した後の処理は前記実施形態におけるステップS23と同様であり、受信パケットのIPトレラ22(ここではE)の処理が行われる(ステップS46)。

【0071】

このように、サーバ12A及び12Bの両方に有効な仮想IPアドレスIPSが設定されていたとしても、クライアント12CからのIPS宛での(パケット20中の)IPトレラ22は、そのクライアント12Cに割り当てられているIPアドレスIPCが奇数または偶数のいずれであるかにより、サーバ12Aまたは12Bの一方でのみ処理され、そのサーバとクライアント12Cとの間でのみ通信が行われる。つまり、サーバ12A, 12Bのいずれか一方のみが要求元のクライアント12Cにサービスを提供するという、WAN環境におけるIPアドレステイクオーバーが実現される。。

【0072】

したがって、クライアント12Cと同様のクライアントが複数存在し、各クライアントに設定されているIPアドレスが偶数アドレス、奇数アドレスほぼ同数の場合には、全クライアントの半数はサーバ12Aからサービスの提供を受け、残りの半数はサーバ12Bからサービスの提供を受けることができ、負荷分散(ロードバランス)が図られる。

【0073】

なお、サーバの数が3台以上の場合には、その数をNとすると、IPS宛でのパケット20の送信元IPアドレス232が $N \cdot n + (i - 1)$ (但し、 $n = 0, 1, 2 \dots$)のときに、i番目($i = 1 \sim N$)のサーバのIPアドレスを選択することにより、N台のサーバ間で負荷分散を図ることができる。

【0074】

この他に、ゲートウェイ13が各サーバに負荷状態を定期的に問い合わせることで、或い

10

20

30

40

50

は各サーバがゲートウェイ 1 3 に自身の負荷状態を定期的に通知することで、各サーバの負荷状態を把握し、その負荷状態に応じてクライアントからのリクエストを処理するサーバを決定することによっても、サーバ間の負荷分散を図ることができる。

【 0 0 7 5 】

【発明の効果】

以上詳述したように本発明によれば、テイクオーバーされる仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークトレラを含む通信パケットは、クライアント計算機から全てゲートウェイに送られる構成とし、当該ゲートウェイでは、そのネットワークトレラを、自身の持つネットワークアドレス対応情報登録手段により示されている、上記仮想ネットワークアドレスが有効なサーバ計算機に固有の実ネットワークアドレス宛での新たなネットワークトレラに梱包して送信し、サーバ計算機では、自身に関する仮想ネットワークアドレスの状態をゲートウェイに通知してネットワークアドレス対応情報登録手段の登録内容に反映させる一方、ゲートウェイにより送信された、クライアント計算機からのネットワークトレラが梱包されたネットワークトレラを受信した場合には、梱包されたネットワークトレラを開封する構成としたので、WAN環境で接続されている遠く離れて配置されたサーバ計算機間でも、近接配置されたサーバ計算機間と同様にネットワークアドレスの切り替えによりサービスの引き継ぎが実現できる。

10

【 0 0 7 6 】

また本発明によれば、クライアント計算機からの仮想ネットワークアドレス宛でのネットワークトレラを、ゲートウェイにおいて新たなネットワークトレラに梱包する際に設定する、当該新たなネットワークトレラの宛先ネットワークアドレスを、クライアント計算機に固有のネットワークアドレス、または各サーバ計算機の負荷状態に基づいて切り替えるようにしたので、負荷分散も実現できる。

20

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の一実施形態に係る耐障害コンピュータシステム。

【図 2】同実施形態で適用される通信パケットの概略フォーマットを示す図。

【図 3】図 1 中のサーバ 1 2 A , 1 2 B の構成を示すブロック図。

【図 4】図 1 中のゲートウェイ 1 3 の構成を示すブロック図。

【図 5】図 1 のシステムの動作を、サーバ 1 2 A において IP アドレス IPS が ON されている状態で、クライアント 1 2 C が IP S 宛での通信パケット 2 0 (= D) を送信する場合を例に説明するための第 1 の動作説明図。

30

【図 6】図 1 のシステムの動作を、サーバ 1 2 A において IP アドレス IPS が ON されている状態で、クライアント 1 2 C が IP S 宛での通信パケット 2 0 (= D) を送信する場合を例に説明するための第 2 の動作説明図。

【図 7】図 1 のシステムの動作を、サーバ 1 2 A において IP アドレス IPS が ON されている状態で、クライアント 1 2 C が IP S 宛での通信パケット 2 0 (= D) を送信する場合を例に説明するための第 3 の動作説明図。

【図 8】図 1 のシステムの動作を、サーバ 1 2 A において IP アドレス IPS が ON されている状態で、クライアント 1 2 C が IP S 宛での通信パケット 2 0 (= D) を送信する場合を例に説明するための第 4 の動作説明図。

40

【図 9】図 1 のシステムの動作を、サーバ 1 2 A において IP アドレス IPS が ON されている状態で、クライアント 1 2 C が IP S 宛での通信パケット 2 0 (= D) を送信する場合を例に説明するための第 5 の動作説明図。

【図 1 0】図 1 のシステムの変形例を示すブロック図。

【図 1 1】クライアント 1 2 C から IP S 宛でのパケットを送信する場合のデータの経路を、図 1 のシステムと図 1 0 のシステムのそれぞれについて対比して示す図。

【図 1 2】ゲートウェイ 1 3 でクライアントからのパケットを受け取った場合の、ゲートウェイプログラム 1 3 6 に従う処理手順の変形例を説明するためのフローチャート。

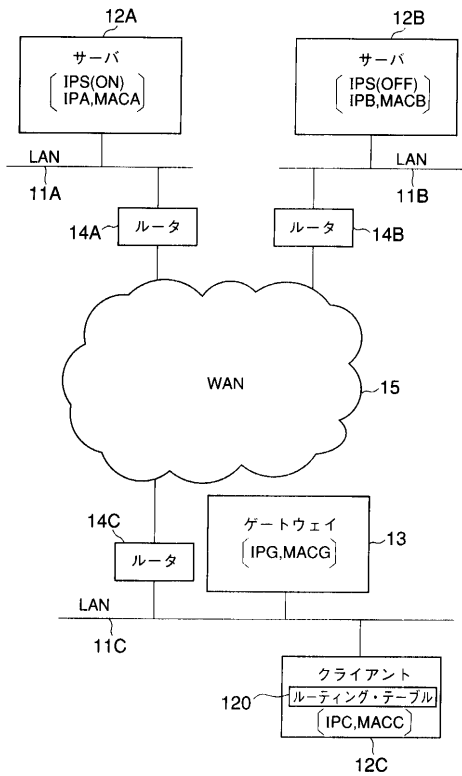
【符号の説明】

1 1 A , 1 1 B , 1 1 C ... L A N

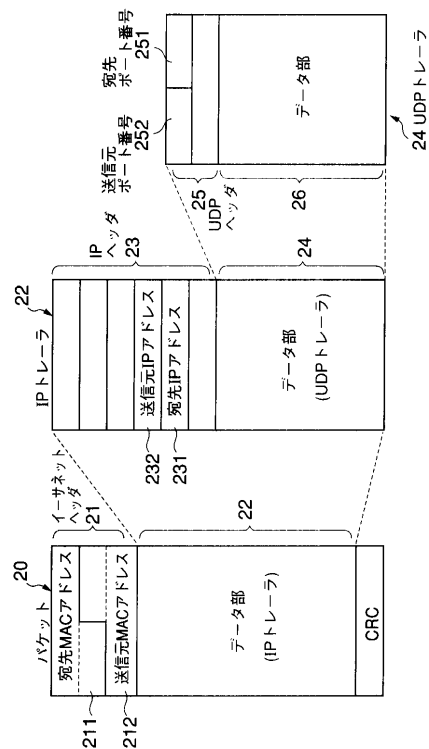
50

- 1 2 A , 1 2 B ...サーバ (サーバ計算機)
- 1 2 C ...クライアント (クライアント計算機)
- 1 3 ...ゲートウェイ (梱包手段)
- 1 4 A , 1 4 B , 1 4 C ...ルータ
- 1 2 0 ...ルーティング・テーブル (経路情報登録手段)
- 1 2 1 ...特定アプリケーション (通知手段)
- 1 2 5 ...通信ドライバ
- 1 2 7 ...フィルタドライバ
- 1 3 1 ...IPアドレス対応テーブル (ネットワークアドレス対応情報登録手段)
- 1 3 5 ...通信ドライバ (梱包手段)
- 1 3 6 ...ゲートウェイプログラム (梱包手段)

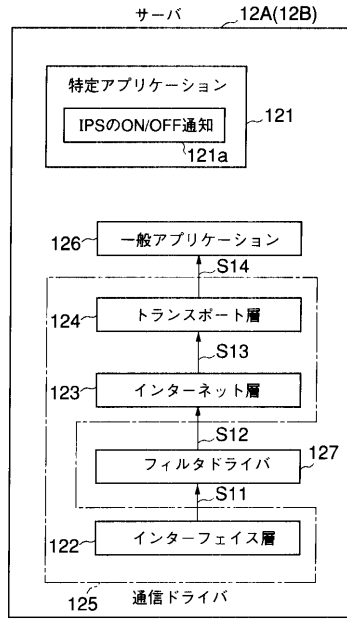
【 図 1 】



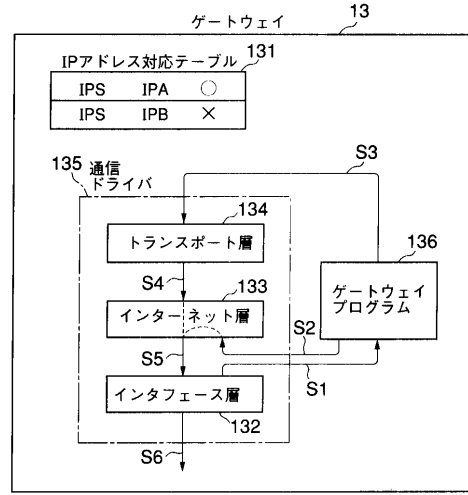
【 図 2 】



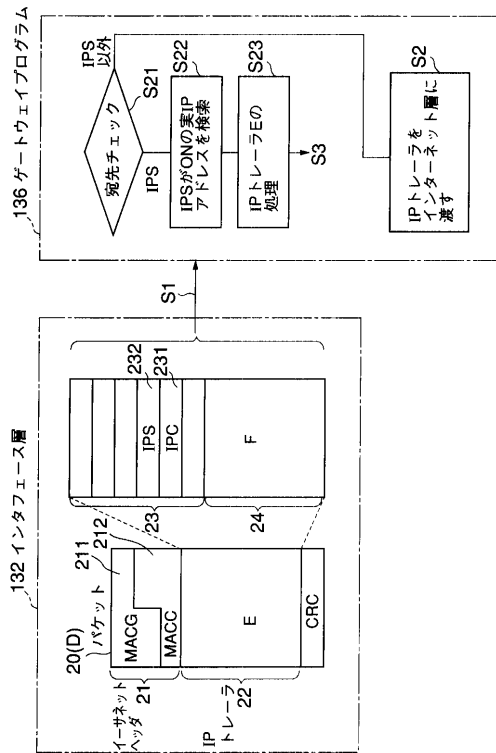
【図3】



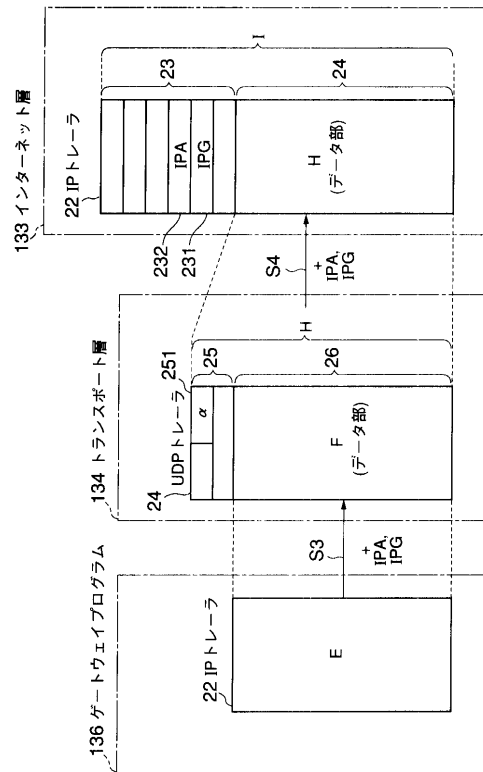
【図4】



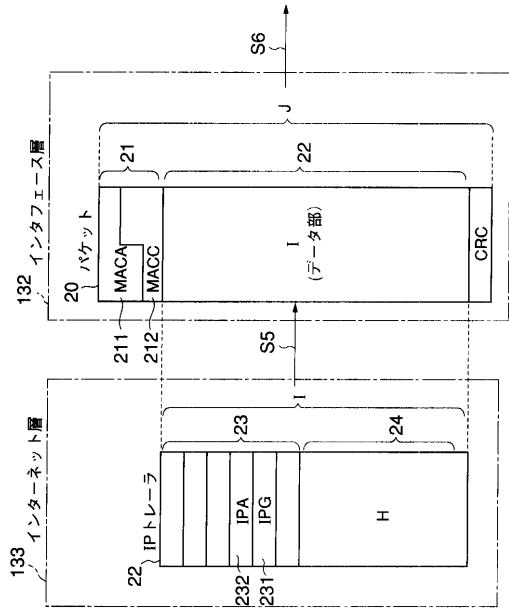
【図5】



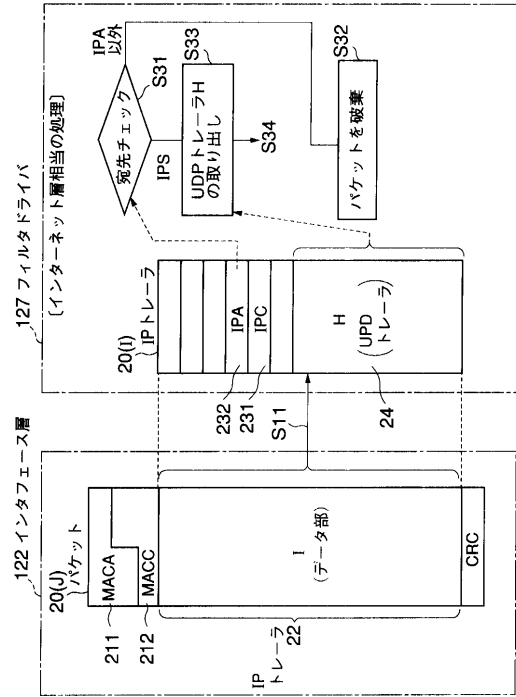
【図6】



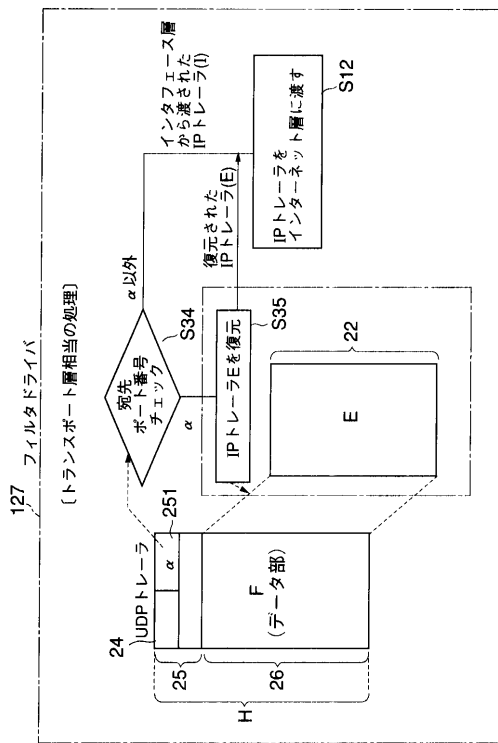
【 図 7 】



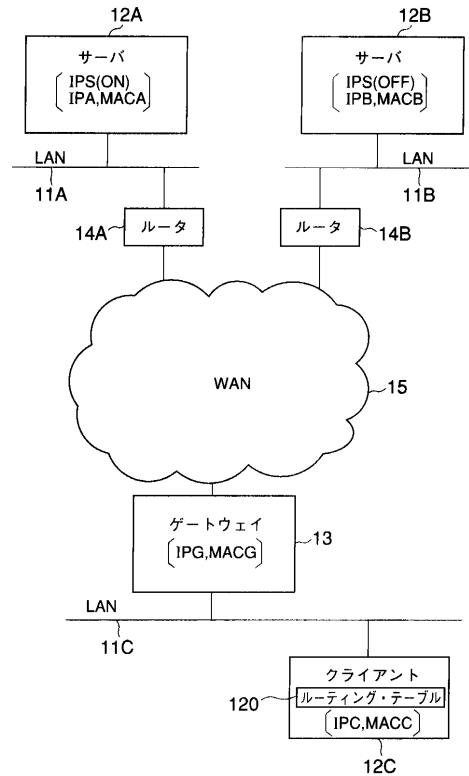
【 図 8 】



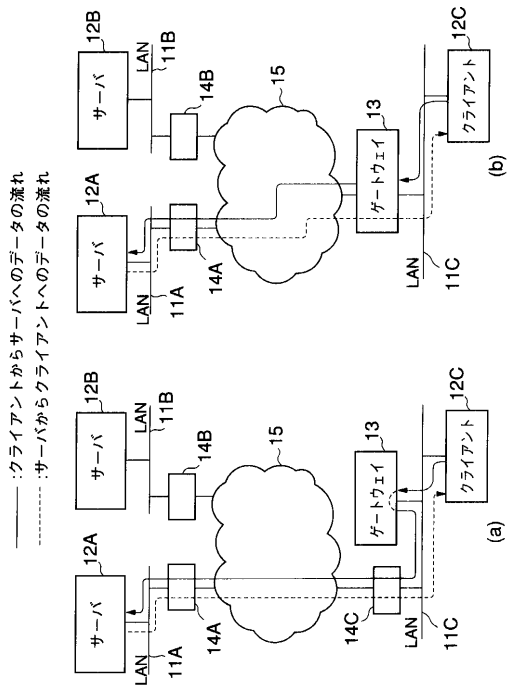
【 図 9 】



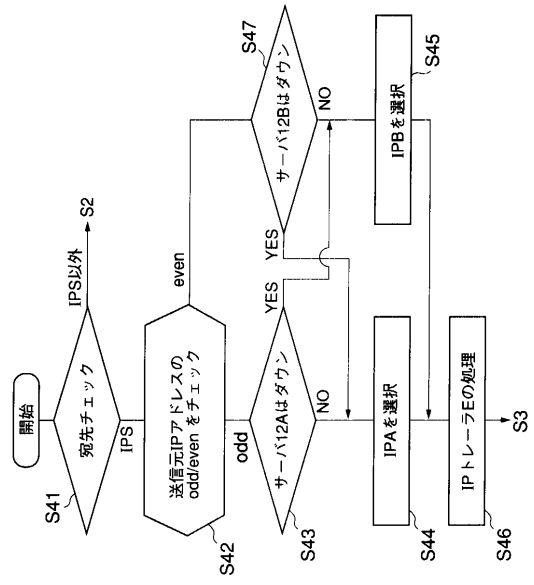
【 図 10 】



【 図 1 1 】



【 図 1 2 】



フロントページの続き

(72)発明者 渡邊 誠

東京都府中市東芝町1番地 株式会社東芝府中工場内

審査官 高橋正徳

(56)参考文献 特開平10-224378(JP,A)
特開平06-205014(JP,A)
特開平10-200578(JP,A)
特開平09-148993(JP,A)
特開平10-093655(JP,A)
特開平06-337824(JP,A)
特開平10-105424(JP,A)
特開平09-034814(JP,A)
特開平06-187276(JP,A)
特開平11-055327(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F11/16-11/20,
G06F15/16-15/177,
G06F13/00